

# 大宜味村農業委員会だより (1月号)

1月の各種申請締切は  
12日(火)です。

第17期第3回農業委員会総会結果 開催日：11月25日			
番号	議案	件数	可決数
6	農業振興地域整備計画の変更について(諮問)	1	1

11月の申請地域  
津波



# 2021

新年あけましておめでとうございます。

謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

昨年10月の委員の改選により、平成28年4月の農業委員会等に関する法律の改正による新体制になってから2期目の農業委員会がスタートしました。

法律改正により新たな農業委員会業務として、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化の推進」が必須業務として位置づけられました。

4月からは「人・農地プラン」の実質化に基づく農業施策を実施するに当たり、農業委員会の活動が今後さらに多様化することになりますが、本年も各関係機関と連携し、また皆様のご協力を賜りながら、大宜味村の農業振興及び発展に努めて参ります。

令和三年元旦

大宜味村農業委員会 会長 山内 典貴

## 村へ意見書を提出しました



令和2年12月2日(水)、村長室において農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき「令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を宮城功光村長へ提出しました。

意見書の内容については、(担い手への農地利用の集積・集約化について)、(遊休農地の発生防止・解消防止)、(新規参入の促進について)の3項目について、先月開催した農業者との意見交換会等で出た意見を基に作成いたしました。

## 大宜味村農業者経営体力再生事業補助の申請締め切りのお知らせ <<産業振興課より>>

産業振興課では、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた農業経営者を支援する目的で【大宜味村農業者経営体力再生事業《堆肥(みのり)・農薬》補助】を行っております。

本補助事業の申請締切が間近に迫っておりますので、まだ申請がお済みでない方は令和3年1月15日(金)までに申請ください。

詳しい申請方法や、補助内容については農業委員会だより令和2年10月号又は村広報令和2年10月号、令和3年1月号をご覧ください。

○申請期間 令和2年10月5日(月)から令和3年1月15日(金)

お問い合わせ先 産業振興課 担当：大城 ☎ 0980-44-3232

**相続等によって農地の権利を取得したときは、農業委員会への届け出が必要です！**

平成 21 年 12 月 15 日に改正農地法が施行され、農地の権利を相続等によって取得したときは、農地の  
ある市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならないことになりました。

**届出が必要な者**

農地法の許可を要さずに以下の理由で  
農地の権利を取得した者

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
  - 法人の合併・分割
  - 時効
- ・・・等

**届出**

**農業委員会**

ご希望により、地元で農地の借り手を探  
して紹介したり、農地の管理について相  
談に応ずるなどのお手伝いをします。

「届出書」の入手、ご不明な点や詳細につきましては、農業委員会へお問い合わせください。

**カラキ活用推進プロジェクト事業でのカラキ苗の配布について <<産業振興課より>>**

大宜味村では、【カラキ】を新たな特産品として振興するため、カラキ活用推進プロジェクト事業で育成  
した苗の配布を予定しています。

下記の主な要件をすべて満たし、一緒にカラキを産業化するために協力できる方を募集します。

**－ 応募要件 －**

- ① 住所を大宜味村に有し、農業所得の申告（令和元年年分）をしている方。
- ② 村内にカラキを栽培する農地を所有又は貸借によって確保している方。  
10 本以上の樹を栽培できる面積が必要です。約 100 m<sup>2</sup>（約 30 坪）
- ③ 本人が苗を取りに来て、自力でカラキの定植ができる方。
- ④ カラキ苗を転売せず、責任をもってカラキの栽培管理をしていただける方。
- ⑤ 定植後 3 年間は栽培状況の現地確認ができる方。

応募・詳細については、カラキ担当（住）へお電話ください。 ☎ 0980-44-3232

**やんばるの生き物を守るため、密猟はやめてください！ <<環境省より>>**

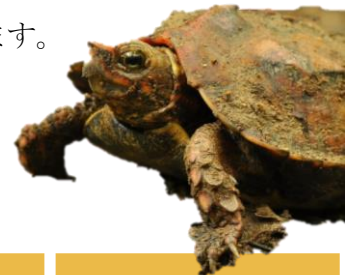
やんばる地域に生息する生き物については、村民の皆様でもほとんど見ることのできないヤンバルテナ  
ガコガネだけでなく、馴染みのあるリュウキュウヤマガメやアカヒゲなども法律（種の保存法）によっ  
て、捕獲・販売等が規制されています。

許可なく捕獲や販売を行った場合、法人の場合 1 億円以下の罰金、個人の場合 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金が科せられます。やんばるの自然を将来にわたって残していくため、ご協力をお願いいたします。

なお、密猟と思われる不審な行為を目撃した際は、以下まで通報をお願いします。

名護警察署 ☎ 0980-52-0110

環境省やんばる自然保護官事務所 ☎ 0980-50-1025



**国内希少野生動植物種・緊急指定種に対する規制**

**01**

捕獲・採取・  
殺傷・損傷は  
原則禁止



**02**

販売・頒布目  
的の陳列・公  
告と、譲渡し  
等は原則禁止

※ 譲渡し等：  
あげる/もちう  
る/買う  
貸す/借りる



**罰則**

違法な  
譲渡し  
捕獲等

個人の場合

**5年** 以下の懲役  
または  
**500万円** 以下の罰金

法人の場合

**1億円** 以下の罰金